

ほんじょう Premium Strawberry Market 2026 出店要項

■イベント概要

- 1.開催目的 埼玉県オリジナル品種のいちご「あまりん」の主要産地としての本市の魅力を市内外へ発信するとともに、併せて本市の農業や商業全体をPRし活性化を図ることを目的に開催します。
- 2.開催日時 令和8年2月15日(日)午前10時～午後2時
- 3.開催場所 カミケンシルクドーム(本庄総合公園体育館)玄関前
- 4.内 容 生産者によるあまりんの販売、飲食店等のテント出店、キッチンカーの出店 等
同日、カミケンシルクドーム内では市内高等学校による合同文化祭「七高祭」が開催されます。

■出店概要

1. 出店対象者及び厳守事項

- (1) 本庄市内に本拠又は事業所を置く企業又は店舗、団体、個人事業主であること。
- (2) 飲食又は加工品の販売店の場合は、①又は②に該当する事業者が優先的に出店できるものとする。
①あまりんを使用した商品を当日提供する事業者
②本庄産農産物を使用した商品を当日提供する事業者
- (3) 開催時間の午前10時から午後2時まで会場に出店できること。途中退場は原則として不可とする。
- (4) 主催者並びに警察及び消防本部等の指示に従うこと。
- (5) 出店者及び従業員が暴力団構成員又は関係者でないこと。
- (6) 飲食又は加工品の販売店の場合は、保健所の営業許可を受けていること。
- (7) 食品の販売を行う場合は、保健所から発出されている「行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領」及び「臨時出店における注意事項」を順守すること。
- (8) 火気器具を使用する場合は、児玉郡市広域消防本部から発出されている「露店等の開設について」を順守すること。

2. 募集数

30 事業者程度(移動販売車を含む)

※応募状況等により出店数が増減になる場合があります。

3. 出店料

無料

4. 出店位置

主催者が指定した場所とします。

5. 設備

- (1) 出店場所に電気設備・ガス設備はありません。必要に応じて発電機等を用意してください。
- (2) 火気器具を使用する場合は、消火器を用意してください。
- (3) 会場内の水道は使用できますが手洗い程度の使用としてください。シンク等の設備はありません。

6. テント出店・設営

- (1) 出店はテント出店とし(移動販売車を除く)、出店者が各自で持ち込み・設営・撤去をお願いします。

※テント規格目安:約3m×3m

- (2) テーブル、イス等の販売に必要な備品等は各出店者で用意してください。主催者側での用意はありません。

7. 機材及び商品等の保管

機材及び商品等の管理は、出店者の責任においてお願いします。

8. 注 意 事 項

- (1) 各自ごみ箱等を用意し、自店で発生したごみ(販売した商品の容器等を含む)の処分及び出店周辺の清掃は、出店者各自で行ってください。
- (2) 商品の破損・盗難等につきましては、主催者では責任を負いかねますので、各自で管理してください。

- (3) 当日の画像又は動画が本市のホームページ、新聞、テレビ等で公開されることを承諾のうえ、出店してください。
- (4) 荒天や不測の事故等でやむを得ず中止する場合があることを承諾のうえ、出店してください。

■申込方法・出店までの流れ

1. 出店申込

本要項をご確認の上、『出店申込書』に必要事項を記入して提出してください。

(1) 提出物

出店申込書 ※市ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 申込期間

令和7年11月25日(火)～令和8年1月9日(金)午後5時まで

(3) 提出先

本庄市経済環境部農政課

窓口へ持参、メール又はFAXで提出してください。

窓口 本庄市役所本庁舎4階 農政課 **メール** nousei@city.honjo.lg.jp **FAX** 0495-25-1248

2. 出店者選考

より効果的な催しとするため、選考により出店者を決定します。

選考規定や選考状況、選考結果に関するお問い合わせについてはお答えできません。

3. 出店者の決定

出店が決定した方につきましては、令和8年1月16日(金)までに農政課よりご連絡いたします。

その際、追加の提出書類等についてご案内しますので、ご対応をお願いします。

4. 追加書類の提出

出店決定後、以下の書類をご提出ください。提出期限、様式等は、3. の出店決定連絡の際にご案内します。

【全出店者】

当日販売する商品の写真(市ホームページやSNSでのPRに使用します)

【食品の販売をする出店者】

(1) 臨時出店者詳細表

(2) 保菌検査成績書の写し(調理がある場合については必要となります。)

※保菌検査成績書の写しがない場合は、保健所で検査のうえ、提出してください。

※提出期限の時点で最新のものを添付してください。

(3) 営業許可書 ※移動販売車のみ

【未開封酒類の販売する出店者】

税務署の収受印が押印された「期限付酒類小売業免許届出書」の写し

■その他

- ・荒天で中止となる場合は、前日午後4時に協議し、午後6時までに農政課より各出店担当者様へご連絡いたします。
- ・ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

本庄市経済環境部農政課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3

電話:0495-25-1177(直通) メール:nousei@city.honjo.lg.jp FAX:0495-25-1248